

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年7月6日
照会部署名 大田年金事務所 適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (適用調査課長) 箕輪 裕二
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

小林章二

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010-037

本部受付番号 No.2010-769

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

法人事業所代表者または、役員の報酬支払い方法が、被保険者の適用にあたるかどうかについて

(内容)

＜厚法3条＞

未適用法人事業所から問い合わせがあり。今後は従業員を入れるので、社保加入を考えているが代表者も加入するのかとのこと。

今まで一人(事業主)でやってきた。年俸制を採用しており、金額計算は会社の一年間で出た利益の〇〇%。支払い方法は、年間の最後に事後的に一括で年俸を支払うということです。(年初には支払われるかどうか決まっていないこと)

このような役員報酬の支払い方法の場合、社会保険の被保険者の適用にあたるのでしょうか。

＜対応案＞

年度末に一括で支払っている時点で、被保険者とはみなされないとと思われます。

もし、適用ということになれば、取得時の標準報酬および算定時の報酬はどのように決定すれば良いでしょうか。

(ブロック本部回答)

法人代表者の被保険者資格については、機構本部の疑義照会回答票No.2010-77において示されているとおりであるが、その判断材料には役員報酬の支払い方法及び回数等で判断すべきかどうかは示されていない。
諸規定等でも明らかにされているものは確認できないため、ブロック本部での判断が困難であることから、本部へ照会していただきたい。

回答日 平成22年7月 15日

回答部署名 南関東ブロック本部 適用・徴収支援部

厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）川合 満男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

被保険者資格については、ブロック本部の見解のとおりであると考えるが、標準報酬月額については、年俸制を採用しているということであれば、年間に受ける役員報酬を12分の1することはやむを得ないと考える。

また、年間の最後に事後的に一括で年俸を支払うということであれば、前年度などに受けた報酬を参考に見込まざるを得ないと考える。

回答日 平成22年8月6日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 渕 康幸

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上